

ハッ場ダム千葉訴訟の総括

ハッ場ダムをストップさせる千葉の会

同 弁 護 団

1 この訴訟の位置づけと果たした役割

- (1) 本事件は、住民訴訟としては極めてハードルが高い事案であるとの認識は、提訴時から共通してあった。したがって、勝訴判決を勝ち取ってダム事業計画を中止させるという目標と同時に、訴訟を通じてこのダム建設計画の問題点を浮き彫りにし、その力で世論を喚起して国民的な課題に押し上げることによって中止に追い込む、さらにはこの国の「無駄な公共事業」の抜本的な見直しを実現して行く、というのが基本戦略だったといえる。
- (2) その意味では、名前の読み方さえ知られていない段階から国政のトップ課題にまで押し上げたこと、民主党のマニフェストの目玉ともなったこと、同党が2009年8月の衆議院選挙で大勝する大きな要因ともなったこと、などは正当に評価すべきである。このことは、政党をはじめとした政治課題を掲げる活動主体と、それに関心を寄せる市民的運動との時機を得た結びつきが得られたとき、政治的変動を起こしうる可能性を示唆したものと見える。今後の活動の教訓ともなろう。

2 住民訴訟の総括

- (1) 嶋津輝之氏を中心とする専門家の尽力と、大熊孝新潟大学名誉教授をはじめとした学者の全面的な協力とによって、治水計画の根幹である基本高水の毎秒2万2000立方メートルの非科学性を明らかにするなど、大きな成果を残すことができた。長期水需給予測についても、本訴訟係属中に次々に実績値が積み重ねられるにしたがい、千葉県の前測がいかに過大で非現実的なものであるかを、完膚無きまでに明らかにすることができた。こうした成果は、必ずや今後のたたかひの重要な武器となるであろう。
- (2) しかるに、司法は、国の行政処分に重大かつ明白な違法ないし瑕疵がない限り違法との判断は出来ないとするなどして、違法な財務会計行為を免罪した。これは、司法に付託さ

れた崇高な使命をかなぐり捨てるものであって、厳しく指弾されなければならない。

- (3) 前記のとおり強力な専門家・学者を擁していたがゆえに、いわゆる「科学論争」に入り過ぎはしなかったか、そのために地域住民の要求と訴訟上の主張との結合、例えば水道料金の値上げ阻止要求と結びつけてたたかうという、住民訴訟本来のあり方が背後に霞んでしまった面がありはしないか。難しい問題ではあるが、深まった議論と総括が求められてはいないか。

3 千葉でのたたかいを振り返って

一 総括と展望

- (1) ダム建設予定地から遙か離れた千葉県で、1400名近い県民が住民監査請求に立ち上がった。原告団は、その代表としての位置づけであった。そのこと自体、かつてない画期的なことであった。水問題への、長年にわたる取り組みの実績の反映であった。
- (2) 構成メンバーの面から見ると、水問題に取り組んできた住民を中核としながら、情報公開を求める活動やいわゆる「オンブズマン」活動に取り組んできた住民、公害の根絶と環境の保全に取り組んできた住民などが、一体となってこの訴訟を担ってきた。これまでになかったひろがり、連携の深まりを実現することが出来たといつてよい。
- (3) 弁護団活動の反省としては、治水問題に関していえば、ほとんどを東京裁判の成果に依拠する結果となった。また、利水についても、原告本人や住民の要求をもっと取り上げて主張を構成する余地があったかもしれない。その反面、10年以上にわたり継続して打ち合わせ会議を持つなど、弁護団として一体となって最後まで取り組むことができた。また、原告（団）との関係についても、節目節目で懇親の場を持つなどしながら、相互信頼と親睦を深めることが出来たのではないか。
- (4) いま千葉県では、産業廃棄物による環境汚染問題、指定廃棄物の最終処分場設置をはじめとした放射性廃棄物をめぐる問題、相も変わらぬ無駄な公共事業計画と乱開発など、八ッ場ダム問題で取り組んだ課題と共通する問題が山積みしている。この10年余のたたかいで築きあげた財産を、今後活かしていくことが求められている。

以上